제611호 1911. 1. 27.

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十四年紀元二千五百七十一年
本紙定價 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅錢▲三ヶ月前金九十錢▲六ヶ月前金一圓八十錢▲郵税一ヶ月十五錢
月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊一）
廣告料金 ▲五號活字十七字詰一行一回金五十錢▲新報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
發行兼編輯人 高木久馬太郎
印刷人 松久神一郎
京城西署西小門通（電話六六三）
發行所 京城新報社

内國通運會社 京城支店半下期營業景況

支店長 菅谷駒之助氏談

營業成績と申しても私の方の店は未だ實際に利益を得るといふ時期に進んで居りませぬが下半期の營業景況に就いて御話すれば昨夏は頗る不景況で御話になりませぬが十一十二月になりましたら急激に繁忙を極めました一月は殆んど遊んでる位で仕事といふ仕事はありません是は例年のことです二月からは又漸時忙しいだろうと思ひます當地は内地とは違ひ内地では夏期は閑で冬期が忙しいが當地は正反對の現象でや寒いから凡ての關係は中止になつて輸出輸入が殆んどない位です日韓併合は私共の商賣には餘り影響を及ぼさなかつたと思ひます反つて事業が中止されたために仕事は閑でした下半期における貨物の輸入出斤數個數は別表統計の樣ですが私等の店は四十年開店以來未だ一回の利益を見ませんで寧ろ損をして居ます尤も弊店當初五萬圓位は損をする決心で遣り掛つた仕事で四十一年に以一萬五千圓も欠損をして今日迄に四萬圓も欠損して居ますが之れは誠に止むを得ない事で三十年計畫を以て始めたのですから將來に望囑し當分は利益を目的としては居りませぬ諸般の設備も或る時期に於ては必要を感ずるのですが今の處では地圖の調製地方の査覈も思ふ通り出來ませんので通信管理局の地圖でやつてる位で誠に遺憾ですが愈々暴徒も全く平定して交通の危險が無くなつたら漸時發展することゝ思ひます現今完全に取引が出來る所は、釜山、大邱、金泉、太田、鳥致院、仁川、龍山、京城、開城、平壤、新安州、嶺美、新義州、安東縣、群山、木浦、馬山等丈けです其外の處は郵便脚夫に付し遞傳を便りて持ち運びしたり、他へ頼んだりするのです此樣な始末ですから外に大した廣告もいたしませぬ而し前途は非常の有望を以て見て居ります現時輸入の重なるものは酒を最とし煙草綿布綿糸マッチ製粉之に次ぎ其他は雜貨です

十月の輸出の多かりしで陶汰されたる官吏の内地行荷物で生産貨物といふものは從來殆んどありません要するに鮮人の購買力が低いことが原因ですが兎に角前陳のやうに薄利を以てやつて居ますから此の信用と正當の手續と取扱その基礎に於て漸次業務の發展を期せねばなりません云々

●櫻丸關釜連絡就航

帝國義勇艦隊第一號船櫻丸は進水以來大阪商船會社に貸與し現在神戸、臺灣間定期航海をなしつゝあるも同船に對する政府の補助は愈々本年度限り廢止せらるゝを以て商船會社は到底使用に堪へざる者とし海事協會に還附する事となりしが協會は今後同船の處置に付協議中なりしが第二號船梅ケ香丸の鐵道院連絡船に使用せられ居る關係より鐵道院に對し櫻丸使用方を交渉したるが同院にても關釜連絡に相當の汽船の必要ある時代なれば遞船海事協會との間に契約したる梅ケ香丸借受條件と同樣にて本年度の初めより櫻丸を引受る事に決したる由にて同船は大阪商船會社の手を離れて鐵道院附屬となれば梅ケ香丸同樣關釜連絡に使用する筈にて同航路は來る四月以後壹岐對島、櫻、梅ケ香の四隻を以て連絡運航をなす筈なりと

●朝鮮と打拔井戸

愛媛縣新居郡金子村垣生村新居濱町並に玉津村西條町等一圓は從前打拔井戸にて飲用水或は灌水等に充用し來り尚漸次各地方とも其必要を感じ居りしが近來朝鮮國に其打拔井戸にて該用を充たす時は多大なる公益あるを以て先年來渡鮮し土木工事に從業する新居濱町の鹽崎善太郎氏は特に其適用を認め新居郡東部より數十名の工事者を招きて先づ釜山及び仁川の各方面に試みたるが何分水質赤銅色を帶びて飲料水に適せず一時見合せ居りしが總督府に於てはなほ其必要を認め是非充分の試驗を經て同打拔の計劃を爲さんと垣生村の工事者月野勘平外數名を鹽崎組より召喚して春暖に至るを待て工事に着手する目論見なりと

外事一束

▲巴奈馬●　馬運河防備決議案廿日上院に提出せられたるは既報の如くなるが之に對しオハヨ洲選出議員ワレンケイヤー氏は下院に於て激烈なる反對演説を試み巴奈馬運河防備の無用にして愚案なる所以を述べ本議會中には同案に對し何等の處置を執ることなかるべしと傳ふ其の他にも反對者起こり委員會に於て結局握潰の運命に逢はんとすと嗚呼自由平和の主義者は未だ米國を去らず大統領タフト氏の顔色果して如何[illegible]巴奈馬運河國際法上の地位は如何に決定せらるべきか

▲土國●　叛徒猖獗　回々敎僧官シェッドヤーヤは政府に對して戰爭を宣言し電信線を切斷し侵略的の態度を採りアラビヤにある土耳古人の首府アシールは去る十二月より包圍せられ知事及び守備隊の大部は同地に幽閉せられ新知事もホデイダに止まりて任地に赴く能はずと政府派遣の懸軍すら强悍の阿刺比亞人を壓服せんや否や

▲和蘭●　築城問題に關し巴里新聞ル、タンは報じて曰く之を國際會議に於て決定せんとする佛國外相の發意は獨乙の不承諾の爲めに到底實行せらるまじく物議愈々喧しく三國同盟台同の説夫れ或は起因あるか、それは兎に角和蘭とても此の儘に泣き寢入りも出來まじ一番工夫あるべき所

▲英國●　西班牙海岸に於て海軍演習を開始すべく二十三隻の戰闘艦及び十四隻の裝甲巡洋艦之に參加し十二名の大將と多數の將官之を指揮すべしと示威的に非らざるは勿論ながら近時歐洲の空台に考ふれば多少の興味を加へざるにあらず



山中鹿之助

六十五回　西尾麟慶演

尼子義久は九郎左衛門の詐計を聞き、人面獸心の汝に詐されし事口惜しけれど涙を流して憤りました、九郎左衛門之を見て莞爾笑ひ、九「汝の妻八重姫、拙者が正室と爲し、鹿之助の妻九重を側妾と爲し、伯耆出雲播州の三州を我領地と爲し、毛利殿と合体し西國の敵大友龍造寺に當り、是より榮耀榮華は心の儘、昔時魏の曹操は呉に往つて大喬小喬の姉妹を妾と爲し、銅雀臺に置て樂みを取りしにもさも似たり、八重姫を本妻と爲し九重を妾と爲さん、然して心靜に世を送る豈亦愉快ならずや」と云ひながら、アヽと笑つた、甚ひ奴があるもんで、義久は最早是れ迄と覺悟致し再び差添を取上げ、腹切らんとすると九郎左衛門飛びかゝつて其差添をもぎ取り、九「汝を殺す時は八重姫我心に從ふまい、是れ八重姫汝の一言によつて義久の生死の別れる處、何うじや、九郎左衛門の妻となるか、八「汚はらしき其一言、夫の仇覺悟をしろ」と懷劍拔て突かゝる、其手を押へて九郎右衛門」九「是れ何をする、其方我に從へば義久を命を助けん否と云へば義久の命を絶ん、夫を助けるも殺すも其方の心一ツにあり篤と考へろ」と突放されて八重姫はワツと泣伏しました、尚は九郎左衛門來島太郎に申付けて尼子義久を高手小手に縛めた、夫を見て居りました寺本半四郎は、兩手をハタと拍ち　寺「イヤ九郎左衛門殿、此の上は拙者其許に御味方をいたすと申すは中國に其名を轟かせし山中鹿之助すら、盲人の手に死し、只今まで繁榮を極めたる主人ら、僅かの間に捕虜となる、是皆天運の爲す處にて、凡慮の及ぶ處でない、拙者其許の臣下に加はり申さん、且其許は尼子の一族なり、然らば主家か斷絶する譯でもあるまい、依て半四郎は義久公の爲に死し、今日より九郎左衛門殿の臣下に生れ出たる心を以て寺本生死之助と改名し、御奉公の手始め八重姫樣を說諭し、御手に入れ申すべし、と潔く述べました、九郎左衛門之を聞て大層喜び、九「流石は寺本能く其處へ氣が付た、如何に人間才智あるとも時機を見る事の出來ぬ者は立身出世せし試しなし、夫を知つて予が臣下となり、永く忠義を盡さんとは天晴見上げし心底、又八重姫は能く其方より利害を申聞け、得心爲せる樣致せ、若し强て不承知と申したらば首打て吾に見せろ、其時こそ汝が精心現はるべし」と云ひつゝ用捨も無く下緒を取て八重姫を縛め、九「幼少なれども勝丸は義久が嫡子なれば生かし置ては後日の憂ひ、速に首討つ樣」と申しました、其時毛利の家來河野四郎が九郎左衛門に對ひ　四「主人元就某に申含めたは、如何なる事ありとも義久を殺害するは宜しくない、藝州吉田に押籠め置けば尼子の家來主人の身を案じて自然毛利家に味方致す事に相成るべしと申しました故、手前は義久を藝州吉田に差送ります、九「イヤ其邊の考は尤も千萬、然らば早々義久を吉田へ送らるる樣」直に輿物を仕立て夫へ義久を乘せ、河野四郎が從て富田の城を立出る、八重姫は身も世もあられぬ思ひ、八「何うぞ妾も夫と共に藝州吉田とやらに參りたい、一緒に連れてゆかれたし」と涙と共にかきくどきましたが、寺本生死之助は夫を引止め、寺「御尤もで御座るが義久公と共に吉田に御出になる事は御無用になさい、先刻も申す通り九郎左衛門殿の御心に從ひ、内室となり給ひなば是より榮耀榮華は心のまゝ、必ず思ひ樣には取計ひますやん」と止めるを八重姫は聞く耳汚はしひと、生死之助を突のけ、只泣伏して居ります、義「斯く相成るも天運の事く是非もなし、只心にかゝるは勝丸の行末のみ、何卒九郎左衛門に申して、假令出家でも爲し命を助けてくれよ」と涙と共に頼みまして、心細くも只一人、輿物にゆられ雲州富田の城を出で給ふ、ソモ此の日如何悪日ぞ、永祿十一年六月末の八日であります、





●現在國債額（廿六日東京特電）大藏省の調査に係る日本現在の國債高は内國債十一億八千二百九十四萬三千五百四十九圓外國債十四億二千七百四十六萬二千三百五十一圓にして内外債を合して未償還額は二十六億三千[illegible]萬六百十八圓なり

●豫算查定期（同上）豫算案査定は來二月十日頃一同査定を終り直に總會に報告すべし而して十一日は紀元節十二日は日曜日にて十三日は委員會開會の定日に付き十四日本會議に附せらるべし

●佛外相の命令（廿六日伯林電報）佛國外務大臣ピション氏は歐洲駐劄佛國大使に對し[illegible]に關し意見を發表すべからずと命じたり

●露國陸相東遊（廿五日）露國陸軍大臣スホムリノフ氏は本春東遊の途に上るべし（二十五日）

●明石總長の歸期　滿洲に出張中なる明石警務總長は目下[illegible]二十七日午後十時南大門驛着の列車にて歸任すべしと

●ペスト講演會狀況（既報）[illegible]の如く廿六日午後一時より總督府に於て第三回ペスト豫防講演會を開催したるが李完用總理大臣の各貴族を始め總數六百餘名講堂に溢れ廊下にて聽講せり森安博士のペストに關する歷史病理豫防と藤田院長の國家防疫の機關と個人豫防法の趣旨より家庭に於ける最も簡易にして如何なる貧困者と雖ども爲し得る手段等を平易に講演せられ警務官具然壽、趙擧九の兩氏熱心に通譯の勞を採られ大に感動を與へたり又朝鮮婦人の聽講者も夥多ありたり（追て筆記は本新聞に掲載汎く讀者に頒つべし）

●ペストと京城醫會　京城醫會にては南北滿洲方面に於けるペストの猖獗を鑒へ此際在民團醫師聯合して近日商業會議所樓上に於て豫防上に關する講演會を開催せんとの議あり目下總督府醫院に贊同方交渉中なるが決定の上は直ちに其日時を發表すべしと

●技術官會議（三日目）　通信局に於ける技術官會議は二十六日午前十時より前日引續き岡本通信局長官代理以下各技術官列席通信局提出の諮問事項に付き協議し午後散會したり

●朝鮮航路の閑散（内報）[illegible]一時非常の盛況を呈せしが鮮米の輸出は殆んど杜絕し[illegible]一方の材料を以て米價は先高の見越を以て[illegible]俄かに減退を來し又昨年[illegible]各川の結氷に連る爲め各川の結氷に連退せる等にて同航路の閑散を極め特に商船尼崎[illegible]の臨時船を航海せしめ[illegible]の協定破壞により從來[illegible]等に航海したる社外船[illegible]有様にして今や同航船[illegible]の少なきと反對に結果を呈し居ればこれ[illegible]の動機を高めて今後三[illegible]維持は頗る困難ならん

●連絡船線變更　廿六日[illegible]梅ヶ香丸關釜連絡を以て同航路の船線ト[illegible]對島丸二十七日朝入港[illegible]の休航し發航は梅ケ香[illegible]一隻曲航には對分薩摩[illegible]しと
發航梅ヶ香丸　廿六日、二十七日、▲壹岐丸　二十七日、三十一日、▲薩摩丸　二十九日

●梅ヶ香丸の開航　今回關釜連絡に當てられたる義勇艦梅ヶ香丸は二十六日より就航に從事する由

●不逞監獄竣工期　昨年九月以來新築中なりし不逞監獄は大体の工事なりしも昨今內部の裝飾に取掛り居りて全部の竣工を見るまでには三四ヶ月を要すべく而して同監獄を使用するに至らば優に現在留置の七百餘名を收容し得る由なれば從來使用し來れる出張所其他韓政府時代より警察署に使用し居たる獄舍は自然不使用に至るべしと云ふ

●拓殖貸付申込處分　東拓會社に於ける創立以來昨四十三年十二月末日に至る貸付金申込高處分內譯を聞くに左の如し
總申込高　金三百八十萬百八十五圓
內譯
既貸出高　金四十二萬五千四百五圓▲貸出協定濟取引未濟高金六萬〇三百五十圓▲既貸出高及貸出協定濟取引未濟高に對する申込高より減額高金三十四萬二千三百四十五圓▲擔保物不足の爲め貸出金額協定不調に了りたる申込高金七十八萬七千八百十五圓▲擔保物不適當の爲め謝絕したる申込高金十三万三百四十圓▲借用金用途不適當の爲め謝絕したる申込高金二十六萬五千圓▲申込人の都合により取消したる申込高金八十五万四千百五十圓▲處分未濟申込高金九十三萬四千七百八十圓

●恩賜公債授與式　二十四日西大門分署に於ては所班衛生恩賜本證券授與式を擧行せしが參集者七十餘人安藤分署長は一同に訓示を爲し之に對し四人の所班より誓書を提出せりと

●東拓の小作契約　朝鮮に於ける地方の荒廢は土地の管理及生產の分配不健全なるに起因する事多しとて東拓會社は左の弊習を改善し小作整理を爲しつゝありと
一、小作料は面積の廣狹地味の良否に依り收穫の三分一乃至五分の二を限度とし之れを定めたる事
二、小作料は力めて定租の方法を取り作人の改良に依る增收は彼等の取得としたる事
三、斗量器は法定桝に一定したるべし
四、舍音の取締を嚴にし一方小作人を諭し故なく所作地を異動し又は所定外の收租を爲したるときは會社に申出でしむる事
五、耕作地に餘地ある部分は內地農業者を收容する準備に充てたる事
六、特種の理由なき限りは小作人を異動せしめざる事
以上の方法により小作契約を爲したるものは今日迄に既に七萬千三百三十六人に達したりと

●議員候補者漫評　△△生

▲古城梅溪君　君は大分縣立醫學校出身にして後順天堂醫院の編輯長となり同院の初期に多大の貢獻を爲せり十八年公使館附醫官として渡來し草創の居留地に天來の福音を齎らしの其後ち袁世凱の聘に應じて直隸總督衛生顧問となり前後五年間在職せしは人皆之を知る君は組織的能力に富み且つ恒產を有す故に公人として活動するには極めて恰適なり

▲林田金次郎君　中部の人氣候補としての林田金次郎君は現に民團議員の職に在り其眞摯なる行動は今更玆に贅言を要せず而して常に沈默黨の一人なるも嘗て贊否の公正を失はざるは何人も推服措かざる處なり

▲曾我勉君　君數田鍋西部候補者の五分演說に於て自己を說明して曰く代議制度は言論の舞臺なり故に予は饒舌を以て諸君の推薦に酬ひんと言ふ然り能く議せずんば以て議員の職を盡くし能はず君旣に之を知る其資格亦充分なり況んや君は精確なる意識力を有し且つ其見地の殊に公明なるに於てをや

▲德久米藏君　曾て大邱に在りて民長の職に任じ後龍山に移住して民會議員となり議長の重任を果たせり而して君は統轄的才能ありて多數の信望を繫ぐ其稜々たる俠骨は公人として確かに責任を全ふすべし

▲田中始一郎君　溫厚篤實玲瓏玉の如く又在留既に十有八年に達し其聲望侮るべからざるものあり現に民團議員の職に在るが今回の選擧に方り團体外の候補として多數の推薦を享け單騎陣頭に立つ蓋し其勢力の然らしむるものか

●警官記者懇親會　在京城新聞及通信記者團、係警察官の懇親を兼ね二十五日午後五時より南山町松葉亭に於て新年宴會を開催せり出席者三十五人幹事より開會の趣旨を陳べ酒宴に移り餘興として藝妓の手踊り等ありて頗る盛會なりき

●關谷學務局長　關谷學務局長下仁、總督府關谷學務局長廿六日午前下仁各學校を視察し午後四時發列車にて歸京せし筈

●報知新聞の擴張　報知新聞支局は今回武田特派員宅に移轉して販賣編輯の二部を置き販賣部は森地惣四郎氏主宰し各地の擴張をも擔任する由なり

●選擧會場準備　投票期日の三十一日も眼前に差迫れるより當民團に於ては昨日來南大門小學校選擧會場の準備に着手せしが選擧は重大の事ゆゑ杪からぬ費を投じて頗る完全を期する等にて電燈の据付は勿論門前より入口までの間は堅氷鏡の如く時に人の轉倒する事なしとも限らざれば一面に土砂を撒込など其用意周到なりと

●選擧界の側面觀　二

▲實業同志會旗色　實業同志會は經濟會を基礎とせる少壯實業家の集團にして其行動稍々眞面目なるは大にまとすべし而して其標榜する處は本町通の市區改正にして其候補者の如きも純然同會の眼識によりて定められ其間何等作爲交渉の跡なく依て二十六日午後六時より其事務所に總會を開き根本的方針を確定して各候補者に通牒する筈なり

▲勞働團の分離　櫻井町海山樓に根據を置ける勞働團は既報の如く東部に接近し既に圓滿に解決を見たる由なるが尚其一分子たる左官連に多少の異存あり是等は全然分離して別種の行動を執るに到らるべく看取せらる

▲龍山の群雄割據　龍山は京龍聯合團体の外別に二名の一騎打現はれ活動中なるは既報の如し然るに又々現議員川田又藏氏起たんとし作戰準備中に在り而して同氏及渡邊與三郎氏等は其系統を均ふし居れば遂には提携して聯合團に對抗すべき傾向あり

▲南高同志會起つ　既報の南高同志會は過日の懇親會に於て同郷人林田金次郎氏の爲に擧援すべく決し更に剩餘の候補者は幹事に其選定を一任せしが聞く處によれば愈々同會を基礎として一團体を組織すべく協議進行中なり

▲理髮組合を利用　七十餘名の團体たる理髮組合は前回選擧の際は大に活躍せしも今回杳として何等聞く處なし然るに奸黠なる二三の徒ありて同組合は吾が自由下に左右し得と稱し或る目的に供せんと欲し頻りに各方面に秋波を送り居れり

▲西部と深水清氏　西部は群雄糾合の團体なる爲之が統一に就ては頗る苦心を要するものゝ如し而して其加盟同志たりし深水清氏は自己中心の運動のみに焦慮し其極京城日報社二階の江頭材木店に事務所を開き二十四日より單獨的旗幟を飜へせり是れ一面には西部の同志を賣れるものにして公人としての德義に關係ある大問題なり故に場合によりては除名を敢行すべく數個けるもの尠からず孰れ今明中には一大破綻を生ずべき形勢あり

▲山口氏の進退　山口氏が其形勢兎角非なるを憂慮かに欵を大和町側に送り深水氏と聯合を發表せるに就ては中部側に於ても大に氏の出處進退の女々敷に憤慨し居れり

●古城民長　及本社立會
民團議員豫選投票總數　二十五日を以て締切りたる民團議員豫選投票の決戰開票は豫報の如く二十六日正午古城民長及本社員立會の上本社樓上に於て執行したる結果は左ハ號外再錄の如し

一〇〇五三票	釘本藤次郎
九三八四票	中村再造
八八六〇票	三好和三郎
八七七五票	山口太兵衛
七二四三票	古城梅溪
七一五三票	高橋章之助
七〇八四票	和田常市
六九六一票	秋吉富太郎
六七三五票	關繁太郎
六五二四票	松永達二郎
六四三〇票	松浦源治
六四一七票	前田熊市
六三七三票	城六太
六一五八票	曾我勉
六一二七票	梶原末太郎
六〇五三票	中島司馬之助
六〇二八票	原勝一
五七三〇票	天日常次郎
五六七二票	田中始一郎
五四二〇票	待井三郎
五四〇〇票	木島平兵衛
五二四五票	田村義次郎
五一六七票	近藤佐五郎
五〇〇五票	石井新
四八二七票	大村保太
四七五三票	池田長次郎
四七二八票	增田三穗
四七一五票	田中常次郎
四五二七票	小林藤右衛門
四三七〇票	海津三雄
四三三二票	榊原長緒
四一六八票	益永十作
三八五三票	岩田仙宗
三七七八票	淵上貞介
三七六二票	藤富國太郎
三七四〇票	池田長兵衛
三六二五票	皆川廣濟
三五八二票	森勝次
三四五八票	林田金次郎
三三五二票	大橋清三郎
三二二五票	深水清
二九四八票	伊藤友松
二八五六票	德久米藏
二六八三票	井出三郎
二五七一票	進辰馬
二三五〇票	大村百藏
二二六〇票	兼古禮三
二〇〇四票	佐々正之
一八五七票	村井甚七
一七八五票	古迫角次郎
一六五七票	大坪文吉
一四二三票	渡邊五郎
一三五八票	渡邊與三郎
一一〇五票	竹内菊太郎
一〇五八票	佐野彦藏

寄書

●今後の京城（中）　高橋章之助
△民團財產及債務現況　而して京城民團有の財產及債務の現況は如何四十三年度に於ける歲入三十三萬餘圓歲出稍之と同額にして著しき欠陷を見ざるも臨時事業費等の爲め若干の債務を剩せり今其償還未了の團債額を擧ぐれば實に十三萬餘圓を算すと云ふ然れども現下の狀勢を以て推算するに其歸著宜しきを得ば之が償還に然のみ苦痛を感ぜざるべきか翻て民團有の財產を見るに土地建物其他學校基金衞生金等を合して其價格四十二萬有餘圓の多きに上れり然れば京城民團は寧ろ富有と云ふも決して貧弱なる民團に非ざるなり
△民團の議政及行政機關の活動範圍並に日鮮人の關係　民團の議政及行政機關の活動範圍如何と云ふに一の居留民團法に由るの外なく而して此法規たる併合以前未だ居留民時代のものにして今や居留民時代既に去て日鮮人を以て合同したる大なる京城民團の組織せらるべき今日の狀態に適應すべくもあらざれば早晚之が改正を見るや明かなり然れども今日暫く之に由りて以て活動せざる可されば民團議員の如き一に內地人をして選擧就任せしむべきも追ては日鮮人共に參與せしめざる可らざるなり論者或は言ふ併合の今日須く本法を改正して日鮮人共に民團の議政に參與せしむるは當然事なりと爲す者あるも予の見を以てせば今に於ては直ちに鮮人をして民團の議政に參與せしむるは尙早の嫌あり蓋し彼等は未だ自治智識の幼稚なる者なれば吾人は此新附の民衆を漸次補導誘掖し完全なる自治智識の啓發を俟て而して參與せしむるも亦未だ遲きにあらざるべきを信ずるなり

●最近十年間の京城米相場　其筋にて調査に係る京城最近十ヶ年間の玄米一石相場を聞くに左の如し

	上	中	下
三十四年	九、六〇〇	九、二五〇	八、九〇〇
三十五年	八、二五〇	……	……
三十六年	九、四〇〇	……	……
三十七年	一一、〇〇〇	……	……
三十八年	一三、三〇〇	……	……
三十九年	一〇、五〇〇	……	……
四十年	一〇、七〇〇	一〇、一三〇	九、八〇〇
四十一年	一〇、六〇〇	一〇、二五〇	九、七九〇
四十二年	九、四五〇	九、〇〇〇	八、五五〇
四十三年	九、三五〇	八〇、九〇	八、四〇〇

●仁川の外港檢疫　仁川税關にてはペスト豫防に關し仁川警察署と協力豫防に注意し居るが廿六日よりは井上盛祝外七名を防疫員として櫻丸に便乘せしめ滿州地方より入港の船舶に對し檢疫の爲め外港に出張し檢疫に從事せしむる由

●公人・私人
▲芳村正三（步兵少尉）水原より入京
▲旭旅館　熊野惠賜（鎭南浦稅關海務課長）二十五日釜山行
▲赤松時圓（漢湖農銀忠州支配人）二十五日忠州行
▲北原彥市（同濟州支配人）二十五日濟州行
▲中村光吉（韓銀平壤支店長）二十五日釜山行

▲仁川港の出入船舶▼
▲安東丸　廿七日長崎より入港
▲勝利丸　同　大阪より入港
▲南都丸　同　大阪へ向出港
▲群山丸　同　大連へ向出港
▲安東丸　同

▲京龍兩驛の貨客▼
▲南大門驛乘降客　二十五日の分
乘車客　六八八三　下車客　六〇九
乘車賃金　一九五八、一三
▲南大門驛荷扱高　二十五日の分
發送　八四噸　到着　四四八噸
貨物賃金　九九六、五〇
▲龍山驛の乘降客　二十五日の分
乘車客　一七〇　下車客　一三七
乘車賃金　三一四、〇三
▲龍山驛の荷扱高　二十五日の分

●京城手形交換高　一月廿六日
發送貨物賃金　[illegible]

●相場電報
▲大阪株式（廿六日）
▲神戸電燈　▲京阪電鐵　▲鐘淵紡績　▲日本郵船　▲東京株新　▲大阪株式　▲同直取引
[illegible]
▲大阪米
●廿五日　[illegible]
●廿六日　[illegible]
●仁川米豆取引　[illegible]

▲治外法權▼　[illegible]



活動寫眞（其四十）

二十六日 朝の南大門驛

狹隘なる電車を捨てゝ驛前に立てば、今しも上り朝日の初光、[illegible]

女は年の頃二十か廿一か [illegible] に沈んで居るらしく、きちんと一等室のベンチに座せる姿か淋しげに見へる。

手荷物預所は今や活動の最中である。

生ける鷄五羽は鎌倉行 かの勝には十八銀行

山崎〇子

[illegible] 浦田屋館、淺岡館の記念ある大カバンも見る。鎮南浦 谷川恒次郎と記した大行李も見へる。

東拓社員の團体乘車は山の如き手荷物

[illegible]

今や太田に向つて進まんとする此

[illegible]

俳優の團体乘車

[illegible] 等室に窮もつて發車を待つ。三見送りの婦女三四名、[illegible]

午前九時、晴れ切つた空氣を震はす一聲の汽笛は快よく釜山行列車を動かし同九時十分（新義州行列車も、殘んの雪に金色の光りを投げた郊原に進み去つた。

北漢山上の生活

▽四十八戶の一村
▽年收一家三十圓

北漢山上の九合目には憲兵分遣所あり [illegible] 名詰め居るが其管轄村 [illegible] を有すれど山上の生活 [illegible] を以て一村を爲し併か [illegible] か如き始末にあらず山 [illegible] を垂下したらん如き一 [illegible] 此處の山の隈に攪りて [illegible] が人口は平均五六人位 [illegible] き山上の御合には長壽 [illegible] を飲料水の善良なる爲 [illegible] 齡業は別に彼此れ申 [illegible] 年の高齡者も珍しから [illegible] 食料として小豆と稗等 [illegible] きざるが是れとても甚 [illegible] て單に小豆、稗の名目 [illegible] れを彼等は之れにて生 [illegible] かも日用品の購入に就 [illegible] 亘り一家擧げて草刈を [illegible] せしめて初冬の頃より [illegible] を下りて京城に出て摺 [illegible] 賣渡し四十五錢乃至六 [illegible] 以て日用品の假令は皆 [illegible] を擔へ歸山するが故し [illegible] 得るところ即ち年收入 [illegible] ぎざれど是れにて五六 [illegible] 胸中又何等の不識足な [illegible] 上に春を迎へ冬を送り [illegible] 想到せざるは恰も太古 [illegible] 影ありされば性質樸 [illegible] 爭はず慾すら所なく毫 [illegible] ず悠々自適し居るもの [illegible] 世の風はいつしか此山 [illegible] 賊時に出沒して婦人の [illegible] し或は京城よりの歸山 [illegible] て貴重の錢だ金を強請 [illegible] が警備の行届きたるう [illegible] 路を絕ちたれば是れ分道 [illegible] ものなりとして生神樣 [illegible] れり而して偶には家畜 [illegible] もあれど狼害を除く能 [illegible] せ居れるが山上の夏と [illegible] きも冬は深雪層氷戶口 [illegible] 々取分け夜中などは恰も [illegible] け付けれど彼等は一向平 [illegible] なきもの〃如し又山上 [illegible] く甚佳良なるより龍村 [illegible] けの爲め茲に山上生活を [illegible] けられねど京城附近に鄙 [illegible] 面白き事ならずや

●爲まじき女郎買　山口縣

吉敷郡山口町字今道三番地當時本町一丁目自稱明法學士代書業增本好三郎が横領罪として其の筋に拘引せられし事は既報の如くなるが該事件は伊藤檢事の手にて豫審に付せられしが愈々豫審終決同檢事より二十六日公判に廻されしが其の罪狀を記せんに第一明治四十三年二月中京城古市町一丁目合資會社支配人松本豊作より該會社が南山町高橋常吉に對し有する金三百七十六圓九錢の債權取立委任を受け百三十圓を受領し內金六十圓を費消し第二本町二丁目佐藤牧雜貨店より依賴を受けたる德田源三郎外數名に對する貸掛代金の內九十七圓を費消第三同四十三年四月櫻井町一丁目池邊三代吉の外町四丁目中村梅吉に對する工事請負金二十圓を取立之を費消し第四明治町雜貨商山邊仙十郎より旭町二丁目某外十數名に對する貸掛代金百七十七圓二十九錢を費消したる事件にして該金は全部新町遊廓京城樓花子に現を拔したるに要したりと

●女將の犬狂ひ

雪は霏々として風さへ寒き二十五日の夕まぐれ本町通を靴音高く大和商會の手前右の小路へと踐み入れば大和亭とやらの安料理屋火鉢を圍む別嬪四五人れつと別嬪とは頗く非常の褒め言葉、居並ぶ劣嬪の客なきまゝの內所咄一尺太の硝子の横に聞く耳立つるいたづら者一言一句も聞き漏らさじと寒さに凍る手足を震はせ拾ひ上げたる會話は斯うだ「ねーちよいと內の女將さん位妙な人はないね犬は人間より大事なのかね」「ほんに可笑ね此間犬の兒が生れた時何うだね炬燵櫓に絹布團一匹づゝ牛肉にミルク玉子に鷄肉、ちよッと妾達は何うだね冷飯に澤庵夫れで客を取れ客を取れて責めるんだもの、一層犬に生れて來た方が幸福だね」「夫れは夫れにしてまた可笑のはね犬の兒を抱いて瞭の中へ入れるのよホホヽヽハヽヽヽ……ほんまに犬畜生萬歲だよ

●高等女學校母姉會

京城民團立高等女學校にては生徒教養上學校と家庭との間に密接なる連絡一致を計らんため左の日割及順序を以て母姉會を開催すべく夫々通牒を發したりと聞く元來同校にては生徒の個別的訓練を以て教育の方法中重大なるものとして取扱ひ來り成績稍々緒に就きし折柄更に母姉の來校、歡迎（一人一人につき教養上の事共委曲相談すと

母姉會日割

第一學年　二月一日、二日、三日、四日
第二學年　同　六日、七日、八日、九日
第三學年　同　十日、十三日、十四日
第四學年　同　十五日、十六日

一、學行順次
一、受持教員と母姉との個別的對話（一校長列席の上これを行ふ）
二、母姉全体に對し校長より說話
三、授業參觀
四、生徒成績品縱覽

●李王殿下大禮服

昌德宮李王殿下が陸軍大將に任命の內達に接せられたるを以て李家にては此の程三越吳服店當地出張所に右大禮服の調進方を命ぜられたる由にて三越にては御寸法を計り直に東京本店へ向け最上等にて調製し二月下旬迄に送附すべき樣申し送りたりと

●民團醜吏事件

民團醜吏宮村直人外五名の横領事件は第一審裁判所に於て有罪の判決言渡ありて被告等は不服として控訴申立爾來京城控訴院に於審理中なりしが愈々二月十三日午前十時楠裁判長寺田檢事の係りにて公判開廷せらる可く辯護人として木尾岡田岩田田中中村永井莊子大崎岩本北島の十名の辯護士出廷する由に付同日の辯論は聽物なる可し

繩の光り繩の味

長野縣小縣郡和村字上組は戶數僅か廿四五戶に過ぎざる小部落なるが日清戰役の際より農閑の期節夜業として繩を綯ひ一ケ月十把づゝを出し合ひ其賣上金を積み立つることの協議をなしこしに十九名の同意者あり明治廿八年以來間斷なく實行し來り未だ一回も之を拂ひ戻したることなく利殖を圖り其管理は同地の素封家見玉※助氏これに任じ年末に一同を會し決算報告の際利子の內より各講員に石油一罐と食鹽一俵づゝを分配することゝて十六年の久しきに亘りて變ることなく今や其積立金も七百圓に達するに至りたりかくて講員は夜を照らす燈火は繩より發する光りなるを思ひ三度三度の食膳に向つては繩の味なるを想ひ勤勞の効果を現實に其腦裡に印象して益々其業にいそしみ居るとは實に聞くも嬉しき話にこそ

●各署の鼠買上數

二十四日迄の報告に因れば仁川警察署の分八百八頭京城龍山の各署の累計百七十九頭なるが二十五日より二十六日午前十時に至る各署の買上數は南部署の六十四頭北部署三十六頭西大門分署三十頭鍾峴分署二十四頭東大門分署二十五頭水門洞分署十六頭なり尙は各署共極力獎勵しつゝあるが係は西大門分署は六千枚以上の廣告紙を管內に散布せし由なり

●王家の鼠狩

滿洲に於けるペストは益猛烈の勢ひを以て流行し居るより李王家に於ても其豫防として鼠を驅除する事に決し今回捕鼠器三百五十個を購入して昌德宮に二百個德壽宮に百五十個を据付けたるが王家は捕鼠獎勵の主旨より獲物多數の向きには銀盃其他を下し給はるよし尙は捕鼠は市內隨處の警察署、交番所の買上に附す

●上野氏の美擧　龍山元町

一丁目三三番地雜貨商上野政次郎氏は頃日滿洲に猖獗を極めつゝあるペスト豫防に關し金十圓を龍山警察署に寄附したるを以て同警察署長は直に貧民に對し捕鼠器一個づゝ購入の上配附する由實に奇特の美擧にして世の志あるもの宜しく氏の態を學ばれたし

●仁川鼠買上數　廿六

日百四十六頭にて四圓三十八錢初日より累計千三百十一頭三十九圓三十三錢

●高女學校の謝狀

京城民團立高等女學校より左の如き謝狀を寄せられたり

謹呈仕候先月本校生徒萩原八重子南大門停車場に於て乘車上不斗困難なる事出來し大に迷惑致居候際御社山口氏懴慨をかけせさられ御懇篤なる御援助に依り乘車出來候由誠に難有奉鳴謝候何卒山口氏にも宜敷御傳へ被下度不取敢一應御厚禮申上候敬白

明治四十四年一月二十五日
京城居留民團立高等女學校印
京城新報社御中

●肺ペスト講話一件

廿七日午後二時より旭町二丁目日本メソテストに於て特に婦人の爲め藤田總督府醫院長の講演あり尙木原教師の講話もある由▲龍山本町小學校に於て午後六時より湯山軍醫のペスト豫防に關する講話ある由なり

●演藝だより

●壽座　講談界の名士として世既に定評ある松林伯知一行は愈々横濱より直行大連地方にて開演し大好評大喝采を博したるが今回同地を引揚げ近く同座に乘込み花々敷開演の由なるが君が獨特の艶聲妙落は以て當地の劇界を震はすならむ

●京城座　引き續き大入好評の兄弟團一行廿七日の藝題は殺人犯全十場切狂言筋一筋上中下にて特に本日より市中へ配付せし割引券御持參者及五時までの御來客には木戶場代共金十五錢均一の大割引に見する由

▲尋[illegible]文壇▼

▲身元確實年齡廿二歲の美人藝娼妓酌婦以外にて旅館料理店の仲居又は堅氣の家庭たる上女中等に屆れたし尤も當人は裁縫は勿論和當の教育あり口入屋の手に係るを欲せず御望みの方は當欄迄御通知あらば早速本人參上致し升（テル女）▲エス字生に答ふ御寄稿「天理教大祭」記事は確か落手せしも天理教教旨の如き記事は曾て度々掲載せし事あるに依り乍氣の毒記事の都合上掲載し兼ね候條御承知願ひ候（係）▲佐館驛長の艶聞否裏面の驛長及び金烏山驛長は云々に對する投書は沒（係）▲貴社が民團議員選擧に使用せし投票函を廿六日以後は一般の投書函に轉用あらん事を切望す（投書狂）▲其の考に御座候（係）▲市中の開業醫にして往々執刀法を解せずして無闇に患者に手術を施し患者をして一層重症に陷らしむる者あり其筋の注意周到ならん事を祈る（實見生）▲同感（小僧）▲民團諸員候補者中齡するを恥ずる破廉恥漢あり選擧人は斷じて斯る奴輩の叩頭に惑ふ勿れ（正義生）

自今禁酒

但し當分の內養生上三四杯乃至六七杯は之を用ゆ

一月廿一日　明石桐一

今日の運勢

●一月廿七日舊十二月廿七日●七赤丁酉友引成△一白●負●傷衛生注意の事業務上便宜●利得あり旅行新事婚談轉住●要求相談商引に應じ進んで吉△二黑●建築累を貽し易し他は大抵吉△三碧●勤士金融の業務に差支なし其他は忌む色難酒害を戒しむ△四綠●金融の業務及合同婚談に吉他は控へ目の事盜害損領防ぐべし△五黃●貸借連盟保證に忌む其他大抵進んで吉△六白●家庭及交際上の波瀾あり商買には收利會心の日なるも他は否らず△七赤●新事協商協定婚談委囑効無し負傷及口舌の難を戒しむ△八白●補助世話引受等の累多し業務上は得意の日進んで吉△九紫●新事及改易の事旅行談判中裁婚談談合委託委囑効無し他は遂行差支なし（本町五丁目三一館判斷）

第六十七期 貸借對照表

負債之部

科目	金額
一 諸預り金	六、九七七、三〇一・八九[illegible]
一 借入金	六三八、七六五・〇[illegible]
一 他店より借	[illegible]
（九百七十六ヶ所）	
一 資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
一 諸積立金	六二〇、〇〇〇・〇〇〇
一 滯貸準備金	二〇〇、〇〇〇・〇〇〇
一 本支店間	[illegible]
一 未達勘定	[illegible]
一 前期繰越金	[illegible]
一 當期純益金	[illegible]
合計	二、六[illegible]

資産之部

科目	金額
一 諸貸出金	四、二二四、一九八・〇八[illegible]
一 割引手形及荷爲替手形	[illegible]
一 預け金	[illegible]
一 繰勘定	[illegible]
一 地金銀	[illegible]
一 有價證券	[illegible]
一 他店へ貸（七百卅三ヶ所）	[illegible]
一 未拂込資本金	[illegible]
一 地所建物	[illegible]
一 金銀有高	[illegible]
合計	[illegible]

利益金勘定

科目	金額
一 當期純益金	[illegible]
一 前期繰越金	[illegible]
合計	[illegible]
內	
一 積立金	二〇、〇〇〇・〇〇
一 役員賞與金	四、八九三・〇〇
一 配當金 年八分	[illegible]
一 後期繰込金	三三、五四九・〇〇

右之通候也

長崎市築町百七番戶第一號
株式會社 十八銀行

頭取　松田庄三郎
副頭取　永見寬二
取締役　[illegible]見和平
取締役　松田英三
取締役兼支配人　高橋守太郎
支配人　野口孝太郎

前記の各項調査を遂げ其正確なるを證候也

監查役　肥塚與八郎
監查役　松田精一
同　中村嘉平太